

ストック・オプション評価算定のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこと慶賀に存じます。

さて、私ども栄税理士法人は都築敏公認会計士事務所とともに、新株予約権評価等に関する業務を行っており、その関連として、平成18年10月、新日本法規出版より、新株予約権の法務・登記・会計・税務の実務を解説した、『増資・株式発行と新株予約権の実務 - 増資・登記・会計・税務 - 』を編集出版させていただきました。

ご存じのように、平成18年5月1日以後に付与されましたストック・オプションに対しては、新しい会計基準であります「ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準第8号）」が適用され、ストック・オプション付与時において公正な評価単価で評価されるとともに、発行時の払込金額との差額が株式報酬費用として費用化されることになりました。

なお、この「公正な評価単価」とは、「株式オプション価格算定モデル等の算定技法を利用した単価」をいいます。

さらに、この「株式オプション価格算定モデル」とは、ストック・オプションの市場取引において、一定の能力を有する独立第三者間で自発的に形成されると考えられる合理的な価格を見積るためのモデルであって、市場関係者の間で広く受け入れられているものをいい、例えば、ブラック・ショールズ式や二項モデル等が考えられる（ストック・オプション会計基準48）とされています。

ストック・オプションとしての新株予約権は、役員や従業員にインセンティブを与えるため、また、退職金や賞与として、上場企業だけでなく将来の上場を目指す中小企業にとっても、幅広く利用されうるものです。

しかし、「株式オプション価格算定モデル」とされるブラック・ショールズ・モートンモデル（Black-Scholes-Merton Model）や二項モデル（Binomial Lattice Model）は複雑な計算過程をたどり、特定の知識やアプリケーションがなければ、算出が難しいものとなっております。また、非上場企業については「本源的価値」に基づき、公正な評価単価が算定される場合が多く、ここでは公正な株価算定が必要となります。

評価に関しては市場の監視や会計監査の対象となり、さらに、税務上の適格性の要件ともなっており、恣意性のないより客観的な評価が要求されることとなります。

中立的な立場にあって、正確かつ迅速にストック・オプション評価を実施いたします。また、報酬についても別紙をご覧くださいますように公正な評価額としております。なお、新株予約権発行手続全般についても業務を引き受けさせていただいております。

ご質問、ご要望、お見積もりのご依頼等がございましたら、お気軽にご連絡ください。

ストック・オプション評価算定等の報酬ご案内

ストック・オプション評価算定等に係る報酬料金をご案内いたします。

1. スtock・オプション評価報告書作成料

50万円以上

ブラック・ショールズ・モートンモデル (Black-Scholes-Merton Model)

二項モデル (Binomial Lattice Model)

本源的価値 (未上場会社向け、行使価額の算定を含みます。)

の何れかの方法またはこれらの組み合わせによります。

2. スtock・オプション発行に関するスケジュールおよび関係書類作成料

30万円から70万円

上記は、消費税を含んでおりません。

なお、遠方の場合は、別途交通費等を請求させていただく場合もございます。

ご質問、ご不明な点、お見積もりのご依頼等がございましたら、お気軽にご連絡、ご相談ください。

栄 税 理 士 法 人 **都 築 敏 公 認 会 計 士 事 務 所**

〒460-0008 名古屋市中区栄2-4-3 TF広小路本町ビル4階

TEL:052-219-4101 FAX:052-219-4102 MAIL:mail@sakae-tax-corp.jp

URL:<http://www.sakae-tax-corp.jp/>

担当： 西本 都築